

令和6年12月18日

令和6年
第4回江津市議会定例会

議員提出議案

議案第 75 号

江津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て

上記の議案を別紙のとおり江津市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出
する。

令和 6 年 12 月 18 日提出

江津市議会議員 河野 正行

坂手 洋介

石橋 孝義

多田 伸治

植田 圭介

江津市条例第 号

江津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

江津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年江津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第58条」に改める。

第 2 条第10項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第12条第 5 項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第10項」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第57条の次に次の 1 条を加える。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 5 8 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

附 則

（施行期日）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条第10項及び第12条第 5 項の表の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第46号）の施行の日

- (2) 目次の改正規定、第53条から第55条までの改正規定及び第58条の改正規定
令和7年6月1日